

国の利子補給事業を活用して 省エネ・再エネ設備投資に取り組む事業者に 給付金を支給します！

給付要件

- ✓ 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に、新規融資案件として下記いずれかの利子補給事業の交付決定かつ確定通知を受けていること
 - ・ 経済産業省「省エネルギー設備投資利子補給金」
 - ・ 環境省「地域脱炭素融資促進利子補給事業」

対象者

- ✓ 仙台市内に本店を置く中小企業者、仙台市内に主たる事業所または店舗を有する個人事業者
- ✓ 市税を滞納していない事業者

給付額

償還約定表等に定められた当初年利の
5年間の利子相当額から国の利子補給相当分(最長5年間)を差し引いた額
(上限500万円)

※予算上限に達した時点で
申請受付を終了させていただきます。

【例】返済期間15年、金利1.5%で
経産省事業を活用した場合

利子	自己負担 ・ 0.5%相当、5年間分 ・ 1.5%、5年間分
元金	市給付金 ・ 0.5%相当、5年間分
	国負担 ・ 1%、10年間分

申請者

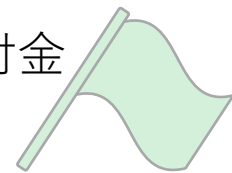
対象事業者から委任を受けた指定金融機関
※国利子補給事業の確定通知を受領し次第、金融機関が申請してください。

必要書類

裏面をご確認ください。

■お問い合わせ先■

〒980-0803 仙台市青葉区国分町三丁目6番1号仙台パークビル9階
仙台市経済局中小企業支援課経営支援係 (平日8:30~17:15)
☎: 022-214-1003 Email: kei008040@city.sendai.jp



申請方法

国の利子補給事業の確定通知（国⇒指定金融機関）

※令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に、新規融資案件として国の利子補給事業の交付決定かつ確定通知を受けた資金が対象となります。

委任状の提出（給付事業者⇒指定金融機関）

交付申請書・添付書類をご準備（指定金融機関）

委任状・申請書等のダウンロードページ

<https://www.city.sendai.jp/kikakushien/gxkyufu.html>

- ① 【様式1】 交付申請兼実績報告書
- ② 融資の実行が確認できる書類（金銭消費貸借証書 等）
- ③ 支払見込み利子が確認できる書類（償還約定表 等）
- ④ 国の利子補給事業の補給が確認できる書類
（交付決定通知書の写し、実績報告書の写し、確定通知書の写し）
※各添付書類の写しも併せて提出してください。
- ⑤ 【法人】 登記事項証明書の写し（3ヶ月以内）
【個人】 印鑑証明書の写し（3ヶ月以内）、事業所の場所が確認できる資料
- ⑥ 仙台市税の滞納がないことの証明書（30日以内）
- ⑦ 委任状（GX関連融資に係る国の利子補給事業連動型給付金）

申請書一式の提出（指定金融機関⇒仙台市）

提出先：〒980-0803 仙台市青葉区国分町三丁目6番1号 仙台パークビル9階
仙台市経済局 中小企業支援課 経営支援係

審査・交付決定（仙台市⇒指定金融機関）

「GX関連融資に係る国の利子補給事業連動型給付金交付決定兼確定通知書」を交付

請求書のご提出（指定金融機関⇒仙台市）

「GX関連融資に係る国の利子補給事業連動型給付金交付請求書」を提出

給付金のお支払い（仙台市⇒給付事業者）